

---

# リーガル・リテラシー

## —裁判員制度下で求められる国語力の涵養のために—

石垣 明子

---

### 0. はじめに

本稿は、裁判制度下で求められる国語力の涵養のために学校教育における国語教育のあり方について考察したものである。この意味で求められる表現力をリーガル・リテラシーの一部をなすものとして捉えて、その表現力の習得に有効と考えられる「パワー・ライティング」の手法の導入を提唱する。

刑法、刑事訴訟法等に関するリーガル・リテラシー（司法教育）は、社会科教育の中で行われるものと認識しており、筆者は、それを前提として、それでもなお、従来の国語教育で欠落していたが、今後は必要とされるものがあることを強調したいと考えてこの論考に取り組んだ。

### 1. 裁判員制度下で必要となる表現力

裁判員の参加に関する刑事裁判に関する法律（平成16年5月28日法律第63号。以下「裁判員法」という。）が制定され、その施行も平成21年に迫ってきた。同法の趣旨は、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続きに関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるもの」とされている（1条）。

この裁判は、裁判官3名と裁判員6名によって構成される合議体によって行われ（2条）、裁判員は裁判官と対等な立場にたち独立して（8条）、①事実の認定、②法令の適用、③量刑の合議に参加する（6条）。法令の解釈、訴訟手続きその他裁判員の関与しない事柄に関する判断は、構成裁判官の合議による（6条）。刑事裁判に関わることが定められている。

なお、裁判員制度の対象事件は重大な犯罪で、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮（きんこ）に当たる罪に關わる事件、あるいは故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に關わるものである（2条）。

裁判手続きについては、次のように進められる

1. 冒頭手続（争点が検察官および弁護人によって明確に提示される。）
2. 証拠調べ（証拠が検察官および弁護人によって明確に提示される。）

3. 弁論手続（証拠をもとに、検察官が論告を、弁護人が弁論をする。）

4. 評議・判決宣告（検察側、弁護側の提示した内容を踏まえて評議し、判決する。）

判決宣告においては、それに到るまでに評議が行われ、評議は、無罪の推定・合理的な疑問を残さない証明のルールに基づいて行われる<sup>(1)</sup>が、その評決は特別の要件を満たす多数決による。

このような裁判手続きの中で、裁判員として権限を行使するときに必要となる国語力は、次の3つの力である。

#### 1. 尋問する力

尋問する力とはいかなる力であろうか。証人等に対する尋問について、「裁判所が証人その他の者を尋問する場合には、裁判員は、裁判長に告げて、裁判員の関与する判断に必要な事項について尋問することができる。」としている（56条）。小学校から高等学校までの国語科教育の教育課程の中で、「尋問」という言葉はどこにも出てこない。本稿ではこの「尋問」については扱わないものとする。

#### 2. 質問する力

質問については、被害者等に対する質問として、「被害者又はその法定代理人が意見を陳述したときには、裁判員は、その陳述の後に、その趣旨を明確にするため、当該被害者又はその法定代理人に質問することができる。」としている（58条）。この質問する力についても、小学校から高等学校までの国語科教育の教育課程では想定されていない状況下における「質問」であり、今後の大きな課題であるが、本稿では扱わないものとする。

#### 3. 意見を述べる力

意見を述べる力については、前述した裁判員法の評議の項目の中で、「裁判員は評議に出席し、意見を述べなければならない。」としている（66条）。裁判員候補者となる選挙権を有する人の中で、誰が評議を想定して「意見を述べる」方法を学んできたであろうか。

本稿では、裁判員制度下で必要となる表現力のうち、この「意見を述べる力」について、アメリカの陪審員制度下で実績のある表現モデルとしてパワー・ライティングについて述べ、その表現モデルが本学大学2年次の学生に有効か否かを論ずる。

### 2. 評議と意見を述べる力

どのような表現が「評議」で有効な意見となり得るだろうか。現在の裁判は、「証拠裁判主義」を探っており、証拠を明確にし、その証拠に基づいて事実認定をすることを明白に表現することが必要である。「証拠裁判主義」とは、通常の人が疑いを差しはさむ余地があるうちは、有罪だと認めることはできないということである。検察官や弁護人は相当高いレベルまで証明して、「間違いない」と裁判官や裁判員を納得させることができなければならない。これを裁判所では「合理的な疑いを入れない証明」と呼んでおり、このような合理的な疑いを入れない証明がされていると考える旨の意見を述べるための表現力の育成は、現在の日本の学校教育では行われてはいない。このことについて、裁判員制度に関する広報資料や各種のガイドラインなどでは、裁判員の今までの「経験や知

識」によって判断したこと、たとえばこのように疑問があるとか疑問が一切ないとかを述べれば良いとしている。本稿はそれを否定するわけではない。しかしながら、証拠調べ・弁論手続きに参加して、合理的な疑問を残さない程度に有罪・無罪が証明されているかどうかを適正に判断することができるかどうかは、国語力としての理解力・思考力をどの程度裁判員が習得しているか否かにかかっていると筆者には考えられる。評議においては、これが第一義的に重要なことであると考えるが、本稿ではこのような理解力・思考力をも含む概念として「表現力」という用語を用いる。

一方、陪審員制度のあるアメリカや、参審員制度のあるドイツ、フランス、イタリアでは、小学校教育課程のうちから合理的な疑いを入れない証明を含む高度な表現力育成が行われている。報道番組でも、アメリカの高校生が法廷劇を立派に演じている様子や、小学生でもディベートという形で討論している様子が取り上げられ、目にする機会も多い。

アメリカ、ドイツ、フランス、イタリアの4カ国とも評議に国民が参加するという点では同じだが、陪審員あるいは参審員となる数がそれぞれの国で異なる。参加人数の多い順で言うと、アメリカは12人、フランスは9人、イタリアは6人、ドイツは2人となっている。当然のことながら、話し合いは参加者が多ければ多いほど結論を出すことが難しくなる。また、判決の方法も4カ国で異なる。ドイツ、フランス、イタリアは多数決で判決を決め、アメリカだけは12人の陪審員全員の一一致をもって評決とする。このように見ると、多くの人数で評議が行われ、評決に全員一致が必要とされるアメリカは、最も強い表現力が求められる国であると言える。

日本の表現力との大きな相違は、日本が「証拠や根拠による証明に弱い」というところにあると考えている。この相違は、社会生活上の必要性の違いからくるものであって、軽視していたというわけではない。むしろ日本では証拠や根拠を挙げて結論を述べると、角が立つと思われる傾向があり、そのため日本では、「読み手を気遣う」という意味で、証拠や根拠を述べずにいかに結論をいうか、という他国とは異なる表現力の育成に力点を置いていたと言っても過言ではない。

しかしながら、裁判員制度の導入が確定している今、どのような表現が合理的な疑いを入れない証明を含む表現なのかを早急に学ばせる必要があり、新たな表現力育成のための表現モデルを学習者に提示する必要がある。

### 3. 裁判員制度で有効な表現モデル

日本の国語科教育では、これまで特に表現モデルと呼ばれるものは無く、「序論・本論・結論」や「頭括式」、「尾括式」のように文章構成モデルが授業の中で提示され、あとは学習者の実態に合わせ必要に応じて指導をしている。文章構成モデルとは、あくまでも「何をどこに置くか」という配置の示唆であって、「何が」必要かという表現内容に踏み込んだ指導ではない。一般的には、序論では本論で述べる内容の予告をし、本論では具体例などを書き、結論では自身の主張をすると指導されることが多いが、結局のところ3段落に分けるということが明示されたに過ぎず、こう書かなければならぬという表現モデルを提示したことにはならない。

一方アメリカには、陪審員制度の審理手続きを基にした「パワー・ライティング」と呼ばれる表

現モデルがある。ここで言う「パワー」とは「力」という意味ではなく、「権力」と同義であり、最も説得力のある表現方法としてパワー・ライティングが教えられている。

パワー・ライティングは、幼稚園の子どもたちの作文から実社会で生きるビジネス文書まで使われているが、そのためのテキストや参考書等は管見の限りでは刊行されていない。ではどのようにパワー・ライティングがアメリカの学校教育、ビジネス文書等に根付いてきたかを述べるには十分な紙幅がないが、陪審員制度における審理手続きそのものがパワー・ライティングの表現モデルであると言っても過言ではなく、国民に容易に受け入れられる素地が整っていたことは間違いない。

パワー・ライティングとは、抽象度を調整しつつ文章を書いたり、意見を述べたりするための、表現モデルであり、抽象度の高い内容から低い内容へと述べる表現モデルである。

パワー・ライティングには、抽象度の最も高い内容から順に、パワー0、パワー1、パワー2、パワー3、パワー4という5つの構成要素があり、もっとも抽象度の高い要素が0、もっとも抽象度の低い要素がパワー4となる。これらのうちパワー0は、相手やテーマ、提言を考えるいわば構想段階なので文字には表現されない。そのため、表現されるパワーはパワー1からパワー4までの4段階となり、それぞれのパワーは次のような内容を含む。

パワー1：主張を提示する。

パワー2：主張を支える根拠を提示する。

パワー3：パワー2で挙げられた根拠と主張との関係を明示する。

パワー4：主張が正しいものであることの客観的な裏づけを提示する。

このように、パワー・ライティングは根拠や証拠の証明過程を含む説得力のある表現モデルであり、一貫して疑う余地のない根拠のある意見を求める。これは、次のような陪審員制度の審理過程との対応によるものである。

パワー1：有罪か無罪かを提示する。

パワー2：有罪あるいは無罪を判定するための証拠を提示する。

パワー3：それが証拠となつたきさつや理由を提示する。

パワー4：客観的にみて信用性が高い裏づけを提示し、有罪か無罪かを確定させる。

パワー・ライティングは陪審員制度の審理手続きに基づいたものであるが、先に述べた日本の裁判員制度の審理手続き<sup>(2)</sup>においても同様に対応することができ、日本においてもパワー・ライティングは有効であると考えられる。

そこで、裁判員としての表現力の涵養を目的とした科目の中で、パワー・ライティングという表現モデルを提示することで、これまで難しいとされていた賛否両論に分かれる抽象度の高いテーマを扱うことが可能になる。パワーの各段階で学生に指導する内容は次のとおりである。

パワー1

パワー1では、争点や趣旨を整理し意見や主張を明確にする。このパワー1のポイントは対立する意見を想定し、予測される相手との相違を明確にすることにある。たとえば、「脳死は人の死か否か<sup>(3)</sup>」というテーマである場合、「脳死は人の死であると考えることもできるし、死ではないと考えることもできる。」といったあいまいな意見や、「脳死とは、……。」と脳死の医学的説明も避けなけ

ればならない。脳死を人の死と見るか、そうではないかのどちらかに立場を明確にする必要がある。つまり、パワー1では「争う」かたちで主張が述べられなければならない。

#### パワー2

パワー2でパワー1の主張を支える根拠や証拠を挙げる必要がある。「脳死が人の死ではない」と主張したら、どのような根拠で「脳死が人の死ではない」と考えるのか、例証あるいは根拠を挙げる必要がある。たとえば、脳死と判断された患者が自発呼吸できるようになったという例証などがあれば、それを根拠とすることができます。パワー1の主張だけでは抽象度が高いが、パワー2でその具体的な根拠を提示することで抽象度が低くなり、聞き手や読み手の理解を得ることができる。

#### パワー3

パワー3では、パワー1で述べた主張とパワー2で述べた根拠との関係をより明確に論ずることで、根拠のある主張としての印象をより強固なものとし、聞き手や読み手に説得を試みることができる。たとえば、「脳死が人の死であるのは一般的に脳の活動が停止しその結果、自発呼吸できないからであるとされるが、脳死と判断されたあと自発呼吸ができるようになった事例は、この根本的な判断基準を覆すものであり、現時点では脳死が人の死であるという確証は得ることができない。」と主張と根拠の関係性を述べることで、抽象度が低くなり、聞き手や読み手の理解をさらに得ることができる。

#### パワー4

パワー4では、パワー1からパワー3までの内容に対して客観的裏づけを与え、パワー1で述べた主張を強固なものとする。パワー2で述べた証拠はパワー3で証拠との関係性が論じられても一つの例証にすぎない。パワー4は、例証ではなく、科学的な裏づけや学問的裏づけ、統計的裏づけ等疑う余地のない裏づけを具体的に述べることとする。たとえば、「脳死と判断された患者が自発呼吸を始め、1週間以上自発呼吸が続いた例は、日本のほかアメリカ、スイスなど他国でも多く報告されており、その数は年間150件以上に上る。」というように、数値や地名、人名など具体性を持たせ、論に説得力を与える。

### 4. セミナーⅡにおける実践的検証

これまでに述べてきたパワー・ライティングが表現モデルとして有効かどうかを検証するために、つくば国際大学のセミナーⅡの授業（2年次必修科目）で実践的検証を行った。観点は次の通りである。

検証1. パワー1からパワー4までを意識して書くことができるか

検証2. テーマの難易によって小論文に質的な違いが見られるか

それぞれについての予測は次の通りである。

検証予測1. これまでの授業では「序論・本論・結論」という3つの部分から文章構成を行っていたため、パワー1～パワー4までの4つの部分を持つ今回の表現モデルは最後のパワー4が欠けた小論文が多いのではないか。

検証予測 2. 具体的な根拠や証拠を述べなくてはならないパワー 2 は、テーマの難易度によって差が生ずる。そのため、難度の高いテーマではパワー 2 は根拠や証拠ではなく、単なる説明に終わり具体的例示にはいたらず、小論文全体の質は低下するのではないか。

### (1) 文章作成プロセス

文章作成のプロセスは、次のような学習ステップで行った。各ステップは、授業時間である90分を基本としながらも学習ペースには個人差があり、全体として以下の7回の授業の中で個々に調整してすべてのプロセスが終了できるよう指示した。

1. 構想のステップ（構想マップの作成）
2. 構成のステップ（アウトラインの作成）
3. 記述のステップ（見出しマップの作成）
4. 全体的コメントのステップ（全体的印象のコメント）
5. 部分的コメントのステップ（部分の詳細なコメント）
6. 表記等のコメントのステップ（表記等の批正）
7. 書式等の設定（段組み）

### (2) 表現モデル

表 1 を提示し、裁判審理との対照についても説明した。

### (3) テーマ

小論文のテーマについては賛否両論のあるものを提示し、難度の高いものから低いものまで次の6段階のテーマ（1が最も難度が高い）から自由に選ばせた。また、テーマの難度に合わせて次のように標準点<sup>(4)</sup>に加点することとした。

1. 脳死は人の死か否か (+ 6)

表 1 表現モデル

裁判審理	表現モデル	
冒頭手続	パワー1 (抽象度高)	争点に対し、自身の主張を明確に述べる
証拠調べ	パワー2 (抽象度中)	例証を挙げ、主張に根拠を与える
弁論手続	パワー3 (抽象度低)	主張と例証との関係を明確に論ずる
判決宣告	パワー4 (抽象度無)	客観性のある裏づけを挙げ、主張が正しいことを明確にする

2. 夫婦別姓に賛成か反対か (+ 5)
3. 分煙に賛成か反対か (+ 4)
4. 成人式は必要か不必要か (+ 3)
5. 小学校に英語教育（英語科）は必要か不必要か (+ 2)
6. 高等学校は制服が良いか私服が良いか (+ 1)

#### (4) 検証結果

提出された小論文は、全部で23本であったが、サイトの著作権侵害などでうち3人の作品は受理せず（失格）、20本の小論文を受理した。各小論文のパワー1～4までの評価は次の通りである。なお、パワー2～4については、記述に関する有効性があるかどうかを評価した。有効であるとは、単なる例証や説明の提示ではなく、パワー2の場合はパワー1をサポートする詳細な例証であるかどうか、パワー3はパワー2を明確に論ずる内容になっているかどうか、パワー4は権威のある裏づけとなっているかどうかということである。また、テーマ番号は、「脳死は人の死か否か」は1、「夫婦別姓に賛成か反対か」は2、「分煙に賛成か反対か」は3、「成人式は必要か不必要か」は4、「小学校に英語教育（英語科）は必要か不必要か」は5、「高等学校は制服がよいか私服がよいか」は6として表2の表中に示している。

##### 検証結果1：パワー1からパワー4までを意識して書くことができるか

結果を見ると、ほぼ全員がパワー1～3については意識しながら書くことができるということがわかる。一方、パワー・ライティング（表現モデル）の特長でもあるパワー4（裏付け）については多くの学生が欠損している。この結果は、従来までの「序論・本論・結論」という文章構成指導が反映された結果と見ることもできる。パワー1で意見を述べ、パワー2で具体例を挙げ、パワー3で全体をまとめるという作品がそれである。パワー4につながらないのは、パワー3がパワー2の例証について十分に論じていない（原因や影響等を述べていない）からであり、パワー3で終わっている小論文の多くは、パワー1の意見をパワー3で繰り返し述べただけであった。そのため、パワー1からパワー2へのつながりが明確である場合は「パワー2が有効である」とし、パワー2からパワー3へのつながりが明確である場合は「パワー3が有効である」とし、パワー3からパワー4へのつながりが明確である場合は「パワー4が有効である」として表中に示した。従って、表現モデルであるパワー・ライティングを十分に認識して書かれた小論文は全体の30%に過ぎない。

##### 検証結果2：テーマの難易によって小論文に質的な違いが見られるか

パワー2～4までで「有効である」と判断された学生の小論文は、徐々に抽象度を低くしていく工夫がなされており、読み手を納得させる質の高い小論文となっている。このような小論文は、テーマ3以下の難易度の低い小論文に集中している。テーマ2以上の小論文は、専門的な内容となるため例証を挙げにくく、加えて難解な言葉がキーワードとなり抽象度を高めるため、全体として難解な専門用語の説明に終始している小論文が多い。一方、難度の低いテーマほどパワー2の例証が挙げやすく、また具体性を伴うためパワー2も有効である作品が多いと言える。同様に、パワー3においてもパワー2の例証に具体性があるため、パワー1とパワー2との関係を明確に論じやすいと考えられる。難度の低いテーマほどパワー4に不備がないことから、難度が高いテーマを選びパ

表2 パワーの有無

(テーマ番号) - (学習者番号)	パワー1 の有無	パワー2 の有無	パワー2 が有効で ある	パワー3 の有無	パワー3 が有効で ある	パワー4 の有無	パワー4 が有効で ある
1-1	✓	✓	✗	✓	✗	✗	✗
1-2	✓	✓	✗	✓	✗	✗	✗
1-3	✓	✗	✗	✗	✗	✗	✗
1-4	✓	✓	✗	✓	✗	✓	✗
1-5	✓	✓	✗	✓	✗	✗	✗
1-6	✓	✓	✗	✓	✗	✓	✗
2-1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
2-2	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✗
2-3	✓	✓	✗	✓	✗	✓	✗
2-4	✓	✓	✗	✓	✗	✓	✗
2-5	✓	✓	✓	✓	✗	✗	✗
2-6	✓	✓	✓	✓	✓	✗	✗
2-7	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
3-1	✗	✗	✗	✗	✗	✗	✗
3-2	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
3-3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
3-4	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
4-1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
4-2	✓	✗	✗	✗	✗	✗	✗
6-1	✓	✓	✓	✓	✓	✗	✗

パワー4が不備であった者も潜在的にはパワー4の必要性を理解している可能性がある。

#### (5) 検証作品例

最も表現モデル（パワー・ライティング）を理解し具現している小論文を、卷末に資料1-1および資料1-2として提示した。

#### 5. 今後の課題

パワー・ライティングのように、抽象度に対する理解や思考を含む表現モデルを教えることは、

「序論・本論・結論」のような文章構成を教えることとは次元の異なることである。文章構成を教えることは形式を教えることに他ならないが、理解や思考を含む表現モデルを教えることは考え方を指導することである。単に主張しただけでは説得力がないこと、単に例を挙げただけでは無責任であること、単に論じただけでは多くの人が納得できないこと、客観性があり権威のある裏づけがあってはじめて多くの人が納得できるのだという考え方、書き方を時間をかけて理解させる必要がある。

本稿で明らかにしたように、抽象度を調整しながら表現することは難しく、抽象度の高さや低さについて十分に認識させるためには相当の時間をかけなければならない。特に例証や客観的裏づけが、どのように主張と関わるのかを理解し表現する能力は、審理や評議に必要不可欠な表現力であり、裁判員として備えるべき国語力である。

このような国語力のための指導として、根拠や客観的裏づけを求める表現モデルを用いた表現指導は有効であり、テーマの難易度に工夫を加えながら継続的に指導を続けることで、評議において求められる「意見を述べる力」を育成することができよう。

#### 注)

- (1) 評決に関して、「構成裁判官及び裁判員双方の意見を含む過半数の意見による（裁判官一人・裁判員一人以上の意見を含む多数決）」としており（67条1項），また「量刑についての評議で，そのような過半数の意見にならないときは，そのような過半数の意見になるまで，被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え，その内で最も利益な意見による」としている（67条2項）。
- (2) 平成16年2月2日に行われた第16回 司法制度改革推進本部顧問会議で配布された資料1「裁判員制度について（概要）」で裁判員制度における手続きは本稿資料2の図で提示されている。
- (3) 脳死については、「臓器の移植に関する法律」において，一定の要件を満たした場合「医師は，臓器を死体（脳死した場合を含む）から摘出することができる。」としている（6条）。
- (4) テーマに関わらず，次の3つの要件を満たした場合，1点を標準点とする。
  - ①教員の指定した期限までに提出すること。
  - ②1200字～2000字で記述すること。
  - ③文章作成プロセス（1～7）で指定した作業を行うこと。

#### 参考文献

- 1)『刑事訴訟法 第4版補正版』田口守一 弘文堂 平成18年9月
- 2)『ガイドブック 裁判員制度』河津博史 法学書院 平成18年4月
- 3)『裁判員制度 ブックレット』最高裁判所 平成17年10月
- 4)『あなたも裁判員』久保内統日本評論社 平成15年7月
- 5)『裁判員制度がやってくる』新倉修 現代人文社 平成15年2月

- 6)『検察講義案（平成15年度版）』司法研修所検察教官室編 財団法人法曹会 平成15年4月
- 7)『現代法学入門（第4版）』伊藤正巳 有斐閣 平成18年6月
- 8)『六法全書 2006』菅野和夫他編有斐閣 平成18年3月
- 9)『新六法 2007年版』三省堂 平成18年10月
- 10)『陪審制の解剖学』セイムアー・ウイッシュマン 現代人文社 平成10年3月
- 11)『A GUIDE TO LEGAL LITERACY』State Bar of California 平成13年
- 12)『パワー・ライティング』入部明子 全日出版 平成16年3月
- 13)『サバイバル・プレゼンテーション』入部明子 メディア・テック 平成18年11月

## 資料1-1（表2の「2-1」）

## 夫婦別姓は必要か必要ではないか？

中嶋 裕輔

## 夫婦別姓は必要である

夫婦が同じ姓を名乗る事の必要性が疑問視され、これからの夫婦のあり方も踏まえて議論がされている事実があります。私は、夫婦別姓は必要だと思っています。だから、同姓が強制されている現法案には反対なのです。夫婦ごとにその生活は違ってくるのだから、それぞれの生活や家庭の事情に合った柔軟な制度であるべきであると考えています。そして、私が現在の改正法案に賛成する理由は、「選択的夫婦別姓」であることです。これは、同姓を選びたい人と、別姓を選びたい人ごとに好きに選べる事です。つまり改正法案が「別姓強制」でない限り、別姓に反対の人であっても、法改正に反対する理由はまったく見当たらないと思います。

## 夫婦別姓で仕事・生活上の不都合を減らすため

今現在の日本の法律は、夫婦同姓が定められています。この夫婦同姓制度は「夫強制」である旧法を受け継いでおり、家父長的家制度の枠組みを保存するものであります。家父長的家制度には「男尊女卑」や「固定的な男女の役割分担」といった基本的な考え方方に問題があり、現在の日本でもその影響は色濃く残っています。そのため、男女間の不平等や、性別役割分業等の差別が在るのも否定できません。それは、夫婦の一方やその家族の、または仕事上の事や家庭生活において現状の法制度では不便を感じるためや、少子化に向けた家名の存続のためであったりします。そのため、現在の日本で施行されている夫婦同姓制度では、これから社会の流れに対して、対応しきれていません。

## 夫婦別姓の仕事・生活上の利点

夫婦の姓が別姓であれば、結婚・出産後に仕事へ復帰する女性が職場に復帰しやすく、自分という名のブランドが確立されたままでいられる。このため、夫婦の姓を別々にする事によって働く女性の後押しにもなります。いまだに男女差別が無くなっていない現状では、夫婦別姓法案は家父長的家制度の意識を払拭する、男女差別の「積極的な」解消策のひとつであると思えます。

## 夫婦別姓の家族の絆や一体感への影響

夫婦別姓は、家族に対するマイナスの影響が出るのではないかと懸念され、子供がイジメの対象になるなどの意見が反対の理由に上げられていますが、

家族の絆などは、家族の努力や愛情によって育まれるものなので、このような意見は説得力に欠けると言えます。夫婦の姓が違う事実婚の夫婦も居るのですから、夫婦の姓が違えば必ずしも影響が出るとは言いきれないのです。仮に、別姓制度が導入され、イジメにあうような事になってしまっても、制度自体を世間に受け入れられるように活動を行っていけば、イジメ等の問題は解決できるものだと思います。

## 世界の夫婦別姓の状況

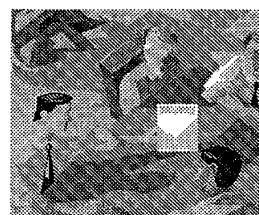
国際的に夫婦の姓の現状は、夫婦の別姓が認められている国が少なくないのが現状です。現に、韓国や中国、スペインなどの、完全な夫婦別姓や結合性、同姓・別姓両方を採用している国もあるくらい、結婚する前の姓を使いつづけられる制度が外国では主流なのです。日本のように、夫の姓を夫婦の姓とするのは国際的にも少数派で、ドイツやスイスなどのごく一部の国にすぎません。

このことからも、決して夫婦別姓が制度の導入に無理があるものではなく、方向性を間違えなければ十分意義のある制度に成り得るものだと思います。

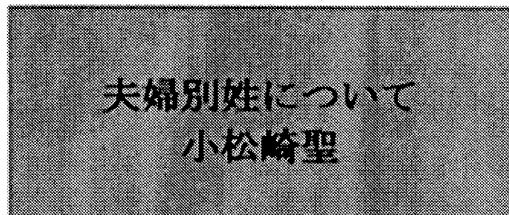
## 結論

夫婦別姓の実例として、夫婦別姓の方法を取った夫婦が制作したサイトでは、夫婦別姓にした敬意から夫婦それぞれの意見や考え方などを載せていて、丁寧で有識者のインタビューとしては情報量の多い作りになっていました。「弱い人間であることを自覚する私にとって、パートナーが自分なしでも生きていけるということは自分に付加価値をつけようとする動機にもなり、尊敬しあえる関係を保つための健全なプレッシャーともなっていると思います。(ネットからの引用)」や「私にとっては「別姓にしたい」「同姓にしたい」という問題以上に、「周囲との調和を考え、自分を抑えて生きていく」か「周囲と軋轢が生まれたとしても、自分の意思の通りに生きていく」かの選択だったのです。(同サイト引用)」などの貴重な意見も書かれており、夫婦別姓制度への前向きな意見として、とても参考になるものでした。

他にも様々なサイトを参考にしましたが、どのサイトも共通して言えるのが、選択的夫婦別姓を支持し、同姓強制を否定するものでした。このことから、現制度よりも選択的夫婦別姓を推進する方が、自分の姓を残したい人が働きやすく、強制的に同姓にする事も無くなるのです。



資料1-2（表2の「2-7」）



### 夫婦別姓に対する考え方

夫婦別姓というのは、実施することによってさまざまな問題を発生させることになり、社会に対して大きな影響を与えると考えられるので、私は夫婦別姓を実施することには、反対である。

### 第一の理由

問題点の一つとして考えられるのは、家族の関係に悪影響を与える可能性があるという点についてである。私は、特に親子の関係という部分において大きな影響を与えることになるのではないかと考えている。

### なぜそのようなことが起きるのか

家族や親子の関係に何故大きな影響を与えるのかという点において私が考えるのは、夫婦別姓によって家族の絆が希薄になってしまうのではないかということについてである。夫婦別姓という問題を抜きにしても現代社会の中で親子や家族の絆というものは、生活のすれ違いやコミュニケーション不足などによって、希薄になりつつあるのではないかと考えられる。そのような社会の中で夫婦別姓が行なわれるようになった場合、親子間、家族間の明確な絆と置き換えることのできる苗字が別のものになってしまうということは、親子の絆に大きな影響を与えるものになるのではないかと考えることができる。

### 裏づけ

前述した家族や親子間に關する事柄

に対し、同じように大きな影響を与えると考えている人は多数いる。香川県議会では、「夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書」というものを採択しており、その中には「三世代同居の減少や犯罪の低年齢化など、家庭を取り巻く環境の変化に加え、夫婦別姓制度が導入されることになれば、親子別姓をもたらし、家族の絆を弱めることにつながるとともに、子供に与える影響を計り知れないものがあり、わが国の将来に大きな禍根を残すことになると危惧するものである。自助努力による家族介護や家庭教育の重要性が叫ばれる今日においては、むしろ社会の基盤となる家庭や家族の一体感を再認識するとともに、家族の絆を強化していく必要がある。」という一文もあり、夫婦別姓がもたらす影響はとても大きなものになると想われる。

### 第二の理由

次に二つ目の問題点として考えられるのは、どのような夫婦にもメリットがあるわけではないという点についてである。また、自分の苗字を続けて使っていくことで結婚しても仕事に悪影響を与えずに結婚前と同様の人間関係のもとで仕事をしていくことができると考えられているが、それがこれから的人生の中において変わらず有益なものであり続けるというものではないということである。

### なぜそのように考えられるのか

この夫婦別姓というものを成立させようとしている人たちのもっとも大きな理由として挙げられるのは、「結婚後も仕事を続けていく中で苗字が変わる」ということは、仕事に大きな影響を与え、支障をきたすので夫婦別姓を行い、結婚

## 資料1-2（表2の「2-7」）

後も仕事を行ないやすい環境を作るべきである」ということである。しかし、この夫婦別姓はお互いに仕事をしている夫婦にとってはメリットがあると考えられるが、それ以外の夫婦にとっては、まったくメリットになるものがないのである。なので、夫婦別姓という一部の人たちのためにしかならないものであっては、法を改正するという大きな事柄をするためには、無理があるのでないだろうか。

また、例え夫婦別姓を行い結婚前と同様な人間関係の中で仕事をしていっても、いずれ仕事をやめたときには、ただ夫婦間、または親子間で苗字が違うということにしかならないのではないだろうか。そうなると前述したような家族の関係性や絆という点において悪影響を与えるだけのデメリットな部分しか残らないのではないかと考えられる。

## 裏づけ

前述した「一部の人たちのためにしかならない」ということを証明するように2001年の世論調査では「夫婦別姓の実践を希望する人の割合は7.7%しかない」というような結果が出ている。このように希望者自体が少ないので、法改正をする必要性は低いと考えられる。

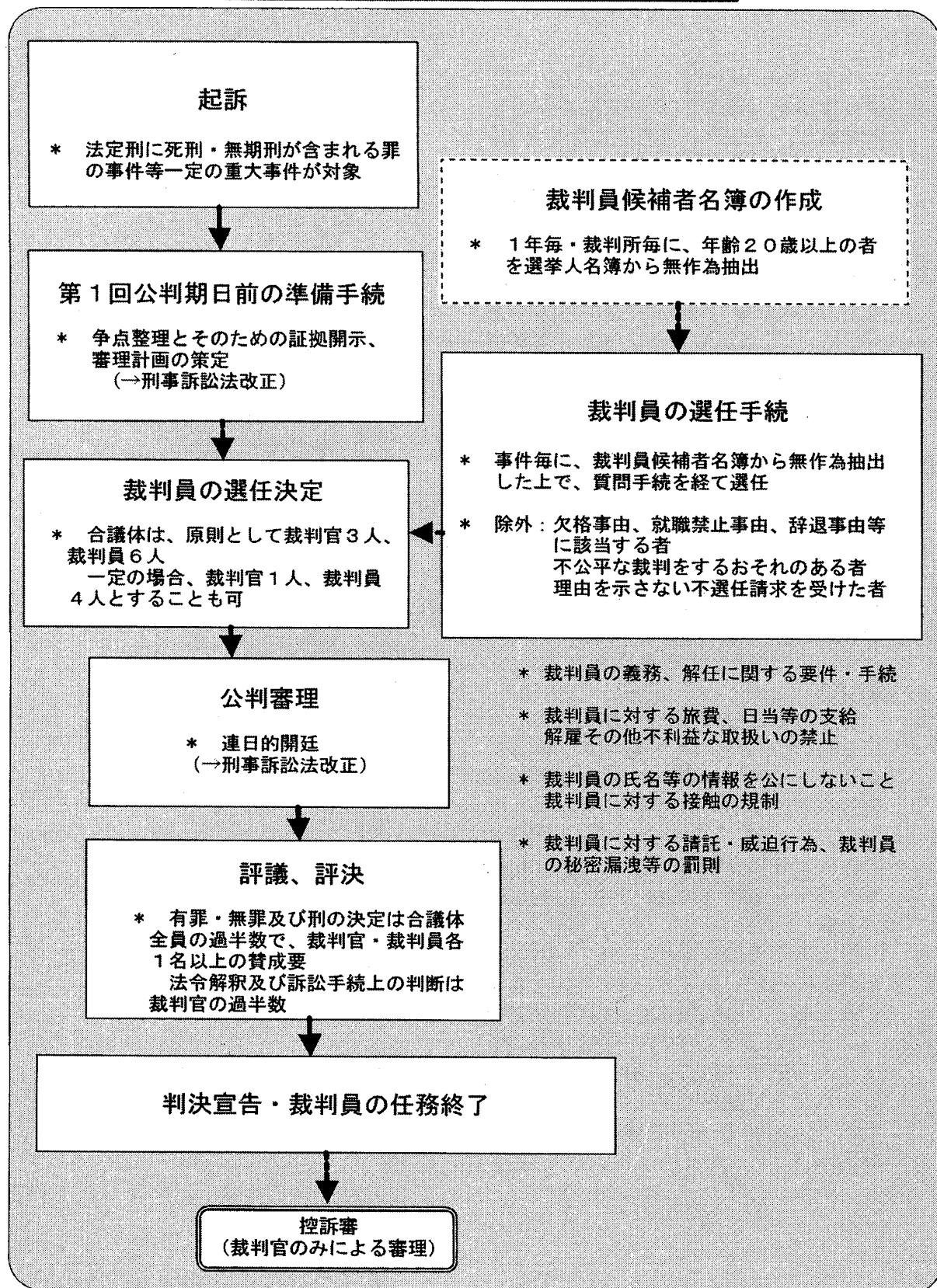
## まとめ

以上のように夫婦別姓というのは、一部の人のみにしかメリットがなく、希望する人もごく少数であり、夫婦別姓を行うことによって親子間の問題などのデメリットを引き起こし、社会に大きな影響を与える可能性が高いので、私は夫婦別姓を実施するべきではないと考えている。



資料2

## 裁判員制度における手続のイメージ



## Legal literacy: For national language competence requested under system of lay judges

Akiko Ishigaki

This essay is a proposal of what should be of the national language department education in the academic training for the training of the national language competence requested under system of lay judges. The national language competencies needed when the authority is exercised as a citizen judge in the trial procedure are “1. Competence for question” and “2. Competence for question to a defendant” and “3. Competence to express the opinion in a council.” Especially, it was discussed whether it described about the expression model (“Power writing”) in whom results existed under the juror system of the United States, and the expression model was effective to the sophomore student of the university about “3. Competence to express the opinion”. It was discussed that the expression guidance that used the expression model (“Power writing”) by whom grounds and objective proof were requested was able to promote “Competence to give one’s views” that was effective, and requested when conferring by keeping continuously guiding it while adding the device to the difficulty of the theme.

Key words: Legal literacy, Power writing, language competence